

倉吉市上下水道局告示第6号

倉吉市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和6年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和6年3月31日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
別紙のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式（汚水）
- 5 下水の処理が開始される流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
名称 天神浄化センター
- 6 縦覧場所
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）

下水を排除及び処理すべき区域

No.	町名	地番
①	穴窪	75-4
②	駄経寺町	45-6
③	巖城	707-19
④	巖城	708-1
⑤	巖城	708-2
⑥	巖城	708-5
⑦	巖城	709-2
⑧	巖城	1599-2
⑨	巖城	1599-5
⑩	巖城	1599-11
⑪	巖城	1599-12
⑫	巖城	1599-15
⑬	巖城	1599-26
⑭	巖城	1599-27
⑮	巖城	1600-3
⑯	巖城	1600-14
⑰	巖城	1601-3
⑱	巖城	1601-7
⑲	福守町	189-10
⑳	福守町	201-7
㉑	福守町	201-21
㉒	丸山町	501-6
㉓	生田	720-27
㉔	生田	828-1
㉕	生田	828-3
㉖	和田	236-2
㉗	大谷	227-21
㉘	福山	163-3